

群馬県スカイランニング協会 設立総会 議事録

※群馬県スカイランニング協会 設立総会は、コロナウイルス感染拡大防止のため WEB フォームにてご回答いただく形に変更いたしました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

群馬県スカイランニング協会 設立総会

- ◆議長：設立委員長 松本 大
- ◆議事録作成者：長谷川香奈子
- ◆議案書：<https://drive.google.com/file/d/1QqCSgGbYvCgmZ19FAPUjhFQk15U8NwRY/view>
- ◆回答期間：2021年2月22日～2月28日
- ◆議事録作成日：2021年3月7日
- ◆総会成立確認 正会員数：32名 ※ジュニア（年会費免除者）は除く
回答者：25名
委任者：21名 議決権行使者：4名
正会員の議決権の過半数を有する会員より回答を得たので、設立総会は成立とする（委任を含む）

議 事 () 内は回答の内訳、委任者を含む

- 第1号議案 群馬県スカイランニング協会定款（案）承認の件
(賛成：25名 反対：0名 棄権：0名)
- 第2号議案 会員登録に関する規程（案）承認の件
(賛成：25名 反対：0名 棄権：0名)
- 第3号議案 役員（案）承認の件
(賛成：25名 反対：0名 棄権：0名)
- 第4号議案 2021年度 事業計画（案）承認の件
(賛成：25名 反対：0名 棄権：0名)
- 第5号議案 2021年度 予算（案）承認の件
(賛成：25名 反対：0名 棄権：0名)

上記の議案1～5につき、すべて賛成多数のため可決された。

その他

寄せられた質問について回答いたします。

【質問1】 会員登録の入会金について、「2. 過去に退会届を提出し退会した会員が再入会を希望する場合は、入会金の納入を免除する。」とあります。一方、JSA 会員登録者が群馬県スカイランニング協会に登録するときに入会金が発生するの否か、明記されていないので、説明いただくのがよいと思いました。

【回答1】 ご指摘ありがとうございます。すでに JSA 登録をされている方が群馬県スカイランニング協会に登録する際は、入会金は発生しません。追記いたします。

【質問 2】 日本スカイランニング協会と群馬県スカイランニング協会との入会金、年会費との関係について質問です。JSA の会員に関する規程によると、入会金(個人会員)と年会費(個人会員)において、JSA 事務局が担当する場合と都道府県協会事務局が担当する場合とに分かれています。群馬県スカイランニング協会に入会(入会金、年会費を納入)することで、JSA には県協会から納入する = 個人は県協会に会費納入するだけで JSA には納入する必要がない、という考えでいいのでしょうか? 仮にそうであるならば 会員登録に関する規程(案)に、例えば 『「群馬県スカイランニング協会」会員は「日本スカイランニング協会」の会員となります』 または 『「群馬県スカイランニング協会」入会することで「日本スカイランニング協会」会員として登録されます』 のような記載をした方がわかりやすいと思います。

【回答 2】 ご質問・ご指摘いただきありがとうございます。群馬県スカイランニング協会に入会(入会金、年会費を納入)することで、JSA には県協会から納入する形となりますので、個人は県協会に会費納入するだけで JSA には納入する必要はありません。設立総会開催のお知らせを群馬県の会員さんにお送りする際は、『「群馬県スカイランニング協会」会員は「日本スカイランニング協会」の会員となります』ということをお知らせしておりますが、わかりやすくするために、会員登録に関する規程に記載する形で対応いたします。

以上